

学 生 各 位

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生への後期授業料免除支援追加募集について

本学では、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、家計が急変した学生に対し、緊急措置として後期授業料免除に対する追加募集を行います。

申請を希望する場合は、下記の「免除申請基準」を満たすかを確認し、学生支援課にお問い合わせください。

記

・ 免除申請基準

次の(1)、(2)のどちらかに該当した場合は申請できます。(納付済みの方も対象です。)

(1)新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援制度に申込み、受給証明書が発行できること

(2)新型コロナウイルス感染症の影響による、事由発生後の所得が昨年度の所得と比較し1/2以下となっていること(給与等が減額となった直近3ヶ月分を4倍したものと昨年度所得を比較)

※所得とは父母等の総収入額等です。

また、本学の授業料免除制度における基準を満たしていることが必要ですので、必ず免除されるわけではありません。

〔 実際には源泉徴収票など各種証明書類を提出いただき審査いたします。
修学支援新制度に申請済みの場合は、新制度による支援との差額分が免除対象となります。 〕

・ 申請手続きについて

学生支援課までお問い合わせください。

・ 対象者

全学生(非正規生を除く)

・ 申請期間

日 時：随時受け付けますが、手続きの都合上2月末までにすべての書類提出をお願いします。

平日9:30~11:00、13:00~15:00

場 所：学務部学生支援課窓口

担当：学務部学生支援課 058-293-3198, 2149

新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例

令和2年5月1日
独立行政法人日本学生支援機構

- ※1 日本学生支援機構では、下表の制度についてお答えできません。それぞれの実施機関にお問い合わせください。
- ※2 下表の制度の実施機関では、日本学生支援機構の奨学金制度についてお答えできません。
- ※3 今後、関係省庁の検討状況等により、下表を更新することがあります。
- ※4 以下は例示であり、その他の支援においても該当し得るため、詳細は「新型コロナウイルス感染症による家計急変『事由発生に関する証明書類』」に関するQ&A(令和2年5月1日版)」を確認してください。

番号	制度名 <small>※新型コロナウイルス感染症の影響によるもの以外の事由による申込みができる制度の場合、 新型コロナウイルス感染症の影響による事由で申し込む必要があります。</small>	主な実施機関	備考
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マル経融資)	日本政策金融公庫	専業主の方向け
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経) 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫	専業主の方向け
3	危機対応融資	商工組合中央金庫 日本政策投資銀行	専業主の方向け
4	セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証	信用保証協会	専業主の方向け
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	(独)中小企業基盤整備機構	専業主の方向け
6	小学校休業等対応支援金(委託を受ける個人向け)	都道府県労働局	
7	緊急小口資金、 総合支援資金(生活費)	社会福祉協議会	
8	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省 日本年金機構	専業主の方向け
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体	
10	国税・地方税の納付猶予	国税庁 地方公共団体	